

(参考) 水田における麦、大豆、非主食用米等の所得 (10アール当たりのイメージ)

(単位: 千円/10a)

	販売収入 ①	経営所得安定対策等の交付金			収入合計 ③=①+②	経営費 ④	所得 ③-④	労働時間 (時間/10a)	
		②	うち 畑作物	うち 水田活用					
小麦	14	76	41	35	90	47	43	5	
大豆	23	62	27	35	84	45	39	8	
飼料用米 米粉用米	単収が 標準単収値と なる場合	7	80	—	80	87	66	21	26
	多収品種を用い て単収が 標準単収値 +150kg/10a となる場合	9	117	—	117	126	78	48	27
そば	11	49	29	20	60	25	35	4	
なたね	17	48	28	20	64	34	30	7	
主食用米	114	7.5	—	—	121.5	87	34.5	26	

注1) 販売収入

- 小麦、大豆、そば、なたね及び主食用米の販売収入は、平成23年産から平成26年産までの農産物生産費統計の田（そば、なたねについては田畑計）の全階層平均を用いて算定。
- 飼料用米及び米粉用米の販売収入は、取組事例のデータを用いて算定。

注2) 交付金

- 水田活用の交付金について、単収が標準単収値+150kg/10aになった場合は、多収品種での取組による1.2万円/10aの産地交付金の追加配分が加算され、戦略作物助成の収量に応じた上限単価10.5万円/10aが適用されるとして算定。
- そば、なたねの水田活用交付金の交付金額については、産地交付金により地域の実情に応じて設定されるが、平成25年度までの助成金額を用いて算定。
- 主食用米の経営所得安定対策の交付金は、生産数量目標に従って作付したとして算定。

注3) 経営費及び労働時間

- 小麦、大豆、そば、なたね及び主食用米は、平成23年産から平成26年産までの農産物生産費統計の全国平均を用いて算定。
- 飼料用米、米粉用米の経営費については、単収が標準単収値と同じとなる場合は、主食用米の機械を活用するため、主食用米の経営費から農機具費及び自動車費の償却費を控除。単収が標準単収値+150kg/10aになる場合の経営費及び労働時間は、標準単収値と同じとなる場合から、150kgあたりの施肥及び収穫・調製等に係る費用及び労働時間を加えて算定。